並立制」の下での総選挙と政党制 理論的考察

加 藤 秀 治

郎

はじめに――本稿の目的

年十月のことである。それから数えて一○年目の二○○五年十一月、郵政法案をめぐり解散となり、 衆議院に「並立制」が導入されたのは一九九四年だが、新制度の下で初めて総選挙が行なわれたのは一九九六 新制度での

四度目の総選挙が行なわれた。

るので、中間決算に向け作業を進めているが、 一〇年という年数で、四回の総選挙の経験ということは、中間的なバランスシートを書くのに十分と考えられ 本稿ではそのための準備作業として、「並立制」という選挙制度の

理論的な整理をすることとしたい。

東洋法学

導入と政党制(政党システム)の関連につき、

外視して、基本的な部分について述べていく。

一 「選挙制度の政党制への影響」に関する理論

考えない論者からは一党優位制が続くことになる、 がなされてきた。 「並立制」を導入したことで、政党制にどのような影響が及ぶかについては、政界や言論界ではいろいろな議論 選挙制度改革の推進論者からは、「小選挙区制により二大政党制となる」などと語られ、 などと語られた。この研究では政治学的な検討を加えてい そうは

本稿ではその前段階として、選挙制度と政党制に関する理論を予め整理しておく。まず本節では、

細部を度

(1) デュベルジェの法則

選挙制度が政党制

系的に述べたことから、そう呼ばれているものである。それは次の三つの法則にまとめられている(デュベルジェ、 ルジェに由来するが、彼のオリジナルな考えというよりは、それまでにいろいろ述べられてきたものを、

へ及ぼす作用については、「デュベルジェの法則」が有名である。

フランスの政治学者デュ

① 比例代表制には多くの政党を形成する傾向がある。

一四四頁以下)。

③ 二回投票制には多くの政党を互いに連合させる傾向がある。② 相対多数代表制には、二党制をもたらす傾向がある。

③は「並立制」とは直接関係がないので、それを除き、①、②について、それぞれ簡単に説明しておく(詳しく

は加藤、

一三九頁以下)。

- 1 合同は促進されない。また、分裂しても議席がある程度確保できると考えられるので、多党制化しやすい。 比例代表制では、 少ない票でも議席を得られるので、各党はバラバラに戦うことになり、 政党間の連携や
- 2 ばかりで、第三党以下は議席獲得が難しく、結果的に二大政党制になることをいう。また「心理的要因」も デュベルジェはその理由として「自動的要因」をあげる。小選挙区で当選するのは第一党か第二党の候補者 あり、それは、 相対多数代表制(小選挙区制)では、大政党でないと議席獲得が容易でないので、二党制となりやすい。 有権者が第三党以下の候補者に投票しても、議席に結びつかないので、死票になるのを嫌い、

ジェの法則」は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなど、重要な諸国の歴史的事例を巧く説明するように ンスなどが、これに近い説を唱えている。ここでは選挙制度の「強力効果説」と呼んでおくが、この「デュベル このようにデュベルジェの説は、選挙制度の政党制への作用は強力だとするものであり、他にドイツのヘルメ

当選可能性のある候補者に投票することをいう。

学 法 思われ、 一般の人々の間でよく語られる。政治学者の間では議論はより入り組んでいるが、政治学者の間でもデ

洋 ルジェ説の支持者は少なくない。

では、この説に従うなら、「並立制」についてどのような予測が成り立つであろうか。 わが国の「並立

東 は 小選挙区で三〇〇人、比例代表制で一八〇人(当初は二〇〇人)が選ばれるものであるから、小選挙区制を

149

仮説が導かれる。ただ、比例代表制がある分だけ、その傾向が明確に出てこない可能性も考えられる。 軸としていると考えられるが、とするならば、全体としては政党制を二大政党制に近づけるよう作用する、

2 ロッカンらの弱小効果説

「並立制」の下での総選挙と政党制 ----と、「法則」とは矛盾するケースが少なくない。ノルウェーの政治社会学者ロッカンなどは、 重ねて、デュベルジェのような考えに厳しい批判を向け、 「デュベルジェの法則」は大きな国では妥当するケースが多いが、中小諸国も含め詳細にデータを集めてみる 大国の限定された経験から、 過度の一般化がなされて 包括的な比較研究を

はならない、とした(ロッカン、二八一頁以下)。

各国の歴史、

界線) 語 民族、 が重視されている。 階級など、各国の社会内で政治的な対立を生む社会構造上の要因、「クリーヴィッジ」(対立基軸 クリーヴィッジの数やタイプなど、そのあり方によって、同じ選挙制度でも政党制は 分

政治的伝統、政治文化、国内のイデオロギー対立などが考慮されねばならないとされ、

宗教、

言

異なってくるというのである。

第三党以下の政党が幾つか残っている。 のとなっている。逆にカナダでは小選挙区制だが、地域的に政党の強弱があるので、小選挙区制にもかかわらず、 アだが、政党がカトリック勢力と世俗的勢力に二分されており、比例代表制にもかかわらず二大政党制に近いも 例えば比例代表制だが、「デュベルジェの法則」と矛盾する例としては次のものが有名である。 社会構造から自然に政党制ができてくるのだから、 人為的に選挙制度を まずオー ストリ

変えても政党制が変わるわけではないとの主張である。

選挙制度と政党制が関連あるように見えるのは、 既成の政党制に合うような選挙制度が選ばれているからだ、

例えば多党制の国で、それに見合った選挙制度として比例代表制が採用される場合がそうであ

政党制が先にあり、 選挙制度は結果である、という説であり、選挙制度の強力効果説は否定される。

というのである。

選挙制度の作用に関する「新しい理論の本質は、政党制の動向が、選挙制度や何らかの制度的要因によって規

の国に〕多くの社会的クリーヴィッジがあるなら、 定されるのではなく、その社会のクリーヴィッジのタイプや数によって決まる、 相対多数代表制や絶対多数代表制の下でも、 とするところにあった。もし(そ 多党制となるだ

ろう」(ボクダノア、二二四頁)というのが結論である。

という点こそが重要であり、 ここではこの説を「弱小効果説」と名づけておく。それに従うならば、 それを無視して小選挙区制を軸とする「並立制」を導入すれば二大政党制に近づく、 日本では社会構造がどうなっているか、

との仮説は引き出されないことになる。

(3) サルトーリの限定効果説

学

洋 法 選挙制度の政党制に対する作用については、 強力効果説と弱小効果説を架橋するような理論も存在する。 サル

加えながら紹介してみよう(参照、 j 0 理論がそれであり、 かなり抽象度の高い独自の理論である 加藤、 一四五頁以下、本稿での訳語は加藤)。 (Sartori, chap.3)。できるだけ平易に、解説を

東

準を設け、 政党がその国の社会によく根を下ろしており、 構造化されているかどうかで、 構造化の「強 い政党制

選挙制度の作用を論じてい

. る。

まず政党制

0

「構造化」という基

jν 1

ij

は次のような理論枠組をつくり、

の国と「弱い政党制」の国を分ける。「構造化」の概念はやや理解しにくいが、ある箇所で伝統的な用語を使い

構造化 般的な国であり、 この基準では、 の強弱を組織的な大衆政党と名望家政党の対比に置き換えている。 わが国は自民党に名望家政党の体質が強かったので、構造化の程度は低いといえよう。 逆に構造化の弱い国とは、 議員政党的な名望家政党が多い国と考えてよい、 構造化の強い国は組織的大衆政党が と思われる。 共産党

小選挙区制では候補者が絞られることになるので拘束性が強く、 対する作用と、 、ルトーリはまた選挙制度についても、「拘束性」の強弱を基準に二つのタイプを分ける。 政党へ の作用があり、 有権者に少ない選択肢で選択を迫る制度は「拘束的」な選挙制度とされる。 比例代表制では政党が乱立してくるので拘束性 拘束性には有権者に

ギリスのように党員が多く、党員が一所懸命に選挙運動を担う国は、

や公明党は組織的大衆政党の色彩が強いものの、

わが国において両党は例外的であり、

中心的存在でもない。

構造化の強い国となろう。

が

弱いとされる。

となる。 では勝てないからまとまろうとし、 このように二つの選挙制度の類型と、二つの政党制の類型があり、 政党については、 要するにこの基準では、 政党の数を減少させるように作用することを「拘束的」としている。 小選挙区制は拘束性が強く、 拘束性が強いことになる。 逆に比例代表制ではその圧力が弱いので非 比例代表制は拘束性が弱いことになる。 組合せで四つになる(図表1参照)。 小選挙区では ラバラ

それぞ

図表 1 政党制と選挙制度の組合せによる影響

四式・一次元前に医手前及び配合にはなるが自								
	選挙制度〔の拘束性〕							
		強い(多数代表制)	弱い(比例代表制)					
政党制〔の構造化〕	強い 場合	(I) 選挙制度による政党数削 減の効果あり	(2) 選挙制度の効果は政党制 によって相殺・妨害される					
	弱い場合	(3) 選挙区レベルでの削減効 果のみ(全国レベルは別)	(4) 影響なし					

表制の場合である(「拘束性の強い選挙制度」と「構造化の強い政党制 の組合せ)。イギリスがその例で、小選挙区制の政党数削減の作用が働 れケースに応じて選挙制度の作用が異なるという。 第一は、 政党が社会に根を下ろしている国で、 小選挙区制など多数代

党数増大効果)は強い政党制に相殺される。 こではオーストリアが二大政党制であるように、 第二は、 (「拘束性の弱い選挙制度」と「構造化の強い政党制」の組合せ)。そ 政党数は減少し、二党制に近くなると考えられる。 社会に政党が根を下ろしている国で、 比例代表制の場合であ 比例代表制の効果

(政

き

造化の弱い政党制」の組合せ)。選挙区レベルでこそ二人の候補者が激し ど多数代表制が採用される場合である(「拘束性の強い選挙制度」と「構 く争うかもしれないが、そのまま全国的な二党制となる保障はない。 第三は、 政党があまり社会に根を下ろしていない国で、 小選挙区制な

組合せ)。選挙制度が特に作用を及ぼすことはなく、あるがままの政党制 とる場合である(「拘束性の弱い選挙制度」と「構造化の弱い政党制」 第四は、 政党があまり社会に根を下ろしていない国で、 比例代表制を つまり、

ストレートに二大政党制を導くとはいえない、

という仮説になる。

構造化の弱い政党制なので、

衆議院が小選挙区制を導入し

政党が十分に社会に根を下ろしておらず、

がそのまま続いていくと考えられる。

る有力な政治家に見られるように、 では、そうなるとはかぎらないと考えられるのである。小沢一郎氏、 すということになるが、それはイギリスのように構造化の強い国で生じる現象であり、 挙区制も全国レベルではストレートに作用しない可能性がある。 以上がサルトーリの議論である。 わが国の選挙は人物本位の色彩が濃かったのであり、これがそのまま続くな わが国は第三の類型に該当する面があると考えられるので、 デュベルジェ説では、 羽田孜氏など、どの党から出ようと当選す 日本など構造化が弱い国 小選挙区制は二党制を促 「並立制」の 小小選

らば、小選挙区で二候補者間の競合が生じても、全国的に二党制に近い構図になるとは限らないことになる。

(4) 小 括

が導かれる。

以上のような三つの見解からは、「並立制」の小選挙区制が及ぼす作用につき、それぞれ次のような三つの仮説

A 小選挙区の作用が働き、二大政党制に近くなっていく。

C В 政党が日本社会に根を下ろしていけば、二大政党制に近くなっていく。 社会構造が異なるのでイギリスのような二大政党制がもたらされるとは考えられない。

「並立制」にそくしての検討

な小選挙区制ではなく、 の点に関しては、これまでかなり明快に議論がなされてきているので、それらに多くを依拠しながら、本節でそ 前節では、 選挙制度の最も基本的な部分について、 他にも無視し得ない細部の規定があるので、その点に配慮しなければならない。それら 理論的な考察をしてきたが、 わが国の 「並立制」 単純

(1) 比例代表制の要素

の点につき、

検討を加えていく。

その後、比例代表制の定数が二〇削減され、小選挙区三〇〇、比例代表制一八〇となって、二〇〇〇年、二〇〇三 年、二〇〇五年の三回の総選挙はこの定数で行なわれた。より小選挙区の比重が強まったとはいえ、比例代表制 選挙区で三〇〇人、比例代表制で二〇〇人となっており、一九九六年一〇月の総選挙はこの定数で行なわれた。 第一は、「並立制」が小選挙区一本ではなく、比例代表制と混合させた制度になっていることである。 当初は小

法 選挙区制により二大政党制に近づくかどうかが、本稿の仮説の主要な論点だが、それに関連していうならば、 学

をも「並立」させていることに変わりはない。

比例代表制が存在していることの意味は、次のようなことになると考えられる。

東 洋

- 4 |わば自動的な効果だが、比例代表制の部分では中小政党も議席の獲得が容易なので、それだけ二大政党
- 155

制 化の傾向を押し止める、 阻止の作用を及ぼすことになると考えられる。

2 立てたほうがよいと考えるので、 また、 比例代表制での票を増やすために、中小政党は当選を度外視してもある程度、 小選挙区にも影響が出てくる。当選の困難な中小政党の候補者の存 小選挙区で候補者を

小選挙区での二大政党の候補者の戦いを攪乱する可能性が出てくることである(リード、

六頁)。

以下、この二点についてさらに詳しく検討してみる。

表 2)、 中小政党の議席獲得状況からして明白である。社民党、 一大政党制化を阻む作用を及ぼしているのである。 まず、①の点、つまり比例代表制との並立により、 比例代表制では一定の議席を得て(図表3)、生き残りを果たしている。 小選挙区の効果が限定されるという点である。この点は 共産党は小選挙区では議席が一かゼロになっているが(図 比例区が並立されていることが

すればその選挙区における比例区の票が伸びる」ことが「動態的な分析で確認」できた、としてい を擁立することの影響である。これは多くの分析で確認されており、 問題は、 ついで、 ②の点の前半部分、 後半部分、 つまり、 共産、 つまり、 社民両党など中小政党の候補者が、 比例代表制での票を増やすために当選を度外視して、 リード (九頁) も 「小選挙区に候補者を擁立 小選挙区での結果を攪乱してい 小選挙区に候補 るかど

うかである。 多く流れるであろうと考えられ、二大政党の競争をより強めることになろう、と語られる 供託金の問題などもあるので、 この点については、 例えば共産党が小選挙区の候補者を減らすと、 その票は自民党よりは民主党に

共産党としても、

小選挙区での当選をまったく度外視して候補者を立て続ける

図表 2 小選挙での議席獲得状況

	1996年	2000年	2003年	2005年
自民党	169	177	168	219
新進党	96		_	_
民主党	17	80	105	52
公明党	_	7	9	8
社民党	4	4	I	I
共産党	2	0	0	0
その他	3	17	2	2
無所属	9	15	II.	18

図表 3 比例代表制での議席獲得状況 (カッコ内は議席比)

	1996年	2000年	2003年	2005年
自民党	70 (35%)	51 (31%)	69 (38%)	77 (43%)
新進党	60 (30%)	_	_	_
民主党	35 (19%)	47 (26%)	72 (40%)	61 (33%)
公明党	-	24 (13%)	25 (14%)	23 (13%)
社民党	11 (6%)	15 (8%)	5 (3%)	6 (3%)
共産党	24 (12%)	20 (11%)	9 (5%)	9 (5%)
その他	0 (0%)	18 (10%)	0 (0%)	4 (2%)
計	200 (100%)	180 (100%)	180 (100%)	180 (100%)

てい ことはできないので、二〇〇五年総選挙の準備段階では、 た。そのまま進めば、 前回との比較で 〃実験データ〃 が得られたかもしれないが、 途中まで全選挙区での擁立にこだわらない方針を示し 結局、 共産党は二七五

挙区に候補者を立て、二○○五年の総選挙はこの仮説の実験ケースとはならなかった。

2 惜敗率に基づく復活当選の要素

は比例名簿で同一順位を認め、 現行制度の細かい点で検討すべき第二の点は、「並立制」が重複立候補を許容し、 惜敗率に順位を委ねていることの影響である。この点は、 しかも重複立候補者について 理論的には次のように

に増えている。 まず、重複立候補者の同一順位が認められていることは、政党側には大きなメリットであり、 つまり、 候補者に順位をつける作業は容易ではなく、 政党がその作業から解放されるため、 回を重ねるごと

制度を多用しているのである。

しかも、

小選挙区で当選の困難な候補者にも、

惜敗率での復活当選というインセ

考えられる (鈴木、三七頁以下)。

ンティブを与えることができるので、政党としては選挙運動を展開しやすいことも重要である。候補者にすれば、

になる。 単純に小選挙区での当選を目指すということだけでなく、 情敗率での当選を目指して選挙運動に力を入れる こと

での当選が難しくとも、 本稿の文脈で重要なのは、 惜敗率を上げるために投票するという可能性が考えられることである。 有権者の対応である。 比例代表制での惜敗率による復活当選があるので、 これは

小選挙区 「デュベ

学 法

東 洋

> れるが、わが国の「並立制」には、そうでない要素が持ち込まれていることである。 は、 つまり、 ルジェの法則」との関連でいうと、 小選挙区での当選可能性が低いと判断されると支持者が離れ、 「並立制」でも惜敗率などがなく、 小選挙区での「心理的要因」が作用しなくなる面がある、ということになる。 完全に比例部分が切り離されている場合や、 結果的に二党に議席が集中していくと考えら 単純な小選挙区制の場合

ら そこで選挙運動をし、投票もなされるということがあると推測される。鈴木 (四六頁) は、 このことから、 右の推測が経験的に裏づけられると結論している。小選挙区で当選可能性の大きい二党以外にも、小選挙区 政党、 候補者、 有権者とも、 小選挙区での当選という目的以外の動機で、 一九九六年のデータか 小選挙区に立候補し、

での票が分散する傾向が確認できるのである。

席減となる可能性である。この点で樺島・菅原(一一六頁以下)は、共産党の及ぼす効果を検証している。 して小選挙区に候補者を立てる場合には、立てない場合に比べ、民主党候補者の票が減り、 そのことからして、政党制への作用では次のような可能性が推測される。共産党、 社民党などが当選を度外視 結果的に民主党の議

三 選挙結果に見られる傾向の把握

を言える状態にないが、 本稿は、 本格的な分析に先立つ研究ノートであり、 にもかかわらず全体的にみて、 詳しいデータでの検討を行なっていない 選挙制度の作用が及びはじめているのが見て取れる。 ので、 確たること 政

党本位の選挙に近づくとともに、二大政党制に近い構図が出てきているからである。

「並立制」の下での総選挙と政党制―― 理論的考察

制は小さな得票の差を大きな議席差にすることで「機能する多数勢力」をつくり出すと言われるように、イギリ ら離れた」との論評もあるが、これは二大政党制を二党伯仲と取り違えている誤解によるものである。小選挙区 近くなったと広く語られるようになったことだけにふれておきたい。二〇〇五年の結果について、「二大政党制 スなどでも二党の議席が伯仲となることは稀である。 その点の詳しいことについては、 準備している別の稿で述べるが、ここでは参議院選挙を含め、二大政党制に 重要なのは、 一定期間の間に政権交代が生じうる潜在可能

, 性であって、その点から言うならば、特に問題はない。

(自民・新進)は二六五議席、二〇〇〇年(自民・民主) ここではまず、三〇〇の小選挙区のうち、上位二党がどれだけ議席を獲得しているかを見てみる。一九九六年 は二五七議席だったが、○三年 (同) は二七三議席

けて、旧自民の有力な諸派・無所属の候補者が出ても、この結果だったことは二大政党制化が顕著だと見てよい。 政党制化を示すものである。二年後の総選挙で、一挙に一党優位制へ変わったなどということはなく、そういう ○五年(同)は二七一議席である。いずれも九割前後と高くなっており、しかも○五年は郵政国会のあおりを受 また、二〇〇三年の比例代表制で、民主党が自民党を上回る得票と議席を得たことは、ごく単純ながら、 二大

四 残された選挙制度改革の課題

ことが語られるのは二大政党制についての不正確な理解によるものと言えよう。

一大政党制化の動向が見られるが、これを確たるものにしようとするならば、どのようなことを今後していか

なければならないか、最後にその点での課題を述べて、本稿を締めくくろう。

各種レベルの選挙制度がバラバラで、衆議院だけが小選挙区制中心というのでは、 まり、衆議院での選挙制度改革にとどまらず、他の面での改革を併せて進めなければならないということである。 革を進めていかないことには、 先のサルトーリの理論に従うならば、 政党制は構造化されないのであり、 社会構造の全体との関連では、 他のレベルの選挙制度改革が重要となる。 日本社会全体について選挙制 地方レベルをも含めて二党制 度関連の改

的な構造とはなりにくいことである(河野、

一四八頁以下)。

るのが一五道府県、そして改選三が四府県、改選四が一都というようにバラバラである。 改選数が複数の都道府県では選挙区を分けて小選挙区にするか、完全連記制にでもして、 まずは参議院である。全体として眺めた場合、参議院の制度は「並立制」に近いがそれでも、 事実上の小選挙区制になっているのが二七県あるが、改選二で、ほとんど自民と民主で議席を分け合ってい 選挙区選挙が、改選定数の多寡にかかわらず単記制となっていることである。 現行制度では改選定数 多数代表制として一 相違も小さくは

貫させる方向での改革が求められる。

である。 地方選挙では、 般の 市 都道府県議会や政令指定都市の市議会選挙も参議院に似て、一選挙区あたりの定数がばらばら 町村選挙となると、 大選挙区単記制が一般的である。これまた、 何らかの原則でもって統 性

をとるのでないと、不自然である。

洋 法 学

東

このように、参議院や地方議会の選挙制度が衆議院と別では、 衆議院で二党制に近づけようとしても効果が半

減される。「いま一度の政治改革」が必要だと考えるのは、 このためである。

《引用・参照文献》(アイウエオ順)

加藤秀治郎『日本の選挙』中央公論新社、二〇〇三年

樺島郁夫・菅原裕「二○○五年総選挙分析─ 樺島郁夫『戦後政治の軌跡』岩波書店、二○○四年 ―自民党圧勝の構図」『中央公論』二○○五年一一月号

河野勝『制度』東京大学出版会、二〇〇二年

治学』早稲田大学出版部、二〇〇〇年)

Sartori, Giovanni, Comparative Constitutional Engineering, second ed. London: Macmillan, 1997 (邦訳

『比較政

デュベルジェ、モーリス「デュベルジェの法則――四〇年後の再考」(加藤秀治郎編『選挙制度の思想と理論』 芦書房 鈴木基史「衆議院新選挙制度における戦略的投票と政党システム」(『レヴァイアサン』二五号、 一九九九年秋季号)

ボクダノア、バーノン「選挙制度と政党制」(加藤編、 前掲書、 所収)、一九九八年

所収)、一九九八年

リード、スティーブン「並立制における小選挙区候補者の比例代表得票率への影響」 (『選挙研究』第一八号)、二〇〇

ロッカン、スタイン「選挙制度」(加藤編、

前掲書、

所収)、一九九八年

162